

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
翌日)
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)
- 字の区域の変更等(〃)
- 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による施術者の指定(〃)
- 生活保護法による薬局等の廃止(〃)
- 青少年に有害な凶書類の指定(児童家庭課)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)
- 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)
- 土地改良法による換地計画の決定(四件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(二件)(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良事業の認可(三件)(〃)

告 示

◆ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(六件)(〃)

製材業者の登録(林務課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

鳥取県告示第六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生じる。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年八月十日現在の地番による。）
大字倉谷字蛇居 谷	大字倉谷字蛇居谷のうち一二六五の二の一部、一二六六の 一の一部以外の区域
大字豊成字七曲 り峯	大字豊成字七曲り峯の全域 大字豊成字出合峯二七六三の二
大字豊成字出合 峯	大字豊成字出合峯のうち二七六三の二以外の区域 大字倉谷字蛇居谷一二六五の二の一部、一二六六の二の 一部

鳥取県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営土地改良事業に係る大山山麓地区第三一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生じる。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十月一日現在の地番による。）
大字西原字壺瓶 山	大字西原字壺瓶山の全域 大字西原字手洗水一三六九の二の一部、一三六九の二の 一部、一三七二の一部、一三七三の二の一部、一三七三の二 の一部及び一三五五の二と一体をなす国有地の一部 大字西原字金鑄谷の全域 大字西原字新林のうち一三八一の二の一部以外の区域 大字西原字大轉場一四五五の九四の一部 大字小波字下向山一二六九
大字西原字手洗 水	大字西原字手洗水のうち一三六九の二の一部、一三六九の 二の一部、一三七二の一部、一三七三の二の一部、一三七 三の二の一部及び一三五五の二と一体をなす国有地の一部 以外の区域
六字西原字新林	大字西原字新林一三八一の二の一部
大字西原字大轉 場	大字西原字大轉場のうち一四五五の九四の一部以外の区域
大字小波字下向 山	大字小波字下向山のうち一二六九以外の区域
廃止する字の名 称	大字西原字金鑄谷

鳥取県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	平成四年十一月十一日
船木歯科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇八七一九	平成四年十二月七日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町七八	"
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	"
潮医院	西伯郡会見町天万一五三四一	"
栄町クリニック	鳥取市栄町二一一二	"
横浜小児科・内科医院	鳥取市覚寺五六一	"
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山二四三三三八	"
荒木医院	境港市明治町一八九一	"
つくだ医院	倉吉市大江三二七三	平成四年十二月十一日
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三三	平成四年十二月二十二日

鳥取県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原接骨院	東伯郡東伯町大字徳万六二二一二五	平成四年十二月二十八日

鳥取県告示第七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から薬局及び診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社杏林堂 薬局	鳥取市興南町六七	平成四年六月三十日
たなか小児科医 院	鳥取市興南町七六	平成四年八月一日
荒木医院	境港市松ヶ枝町三七	平成四年十月一日
潮医院	西伯郡会見町天万六三八一五	平成四年十一月二日

鳥取県告示第七十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書 類	
		題 号	発行 記号等 表示された発 行所名
4707	雑誌その他 の刊行物	淫香	ISBN -06-2532 -B W69 雑誌 -A W64
4708	“	身飛行	J. T. S 出版
4709	“	不毛地帯	N O. 32 北陽出版

4710	“	闇夜に燃える女	NO. 33 北陽出版
4711	“	F R A N K (8) 増刊 投稿わくわく写真 VOL. 2	雑誌 177-8 94-1-8 株式会社ビデオ 出版
4712	“	月刊F R A N K 9月号	雑誌 177-9 89-1-9 株式会社ビデオ 出版
4713	“	ザ・ビッグMAGAZINE 9月号	雑誌 140-5 7-9 株式会社大洋書房
4714	“	コミックボーイ 9月号 コミック天国 9月号	雑誌 137-2 4-9 株式会社日本出版 社
4715	“	オレンジ通信 11月号	雑誌 102-11 89-1-11 株式会社東京三世 社
4716	“	投稿ニヤンニヤン写真 11月号	雑誌 167-4 7-11 株式会社サン出版 社
4717	“	バナナ通信 11月号	雑誌 175-9 1-11 株式会社サン出版 社
4718	“	ザ・トップMAGAZINE 2月号	雑誌 140-0 17-2 株式会社ダイアブ ル
4719	“	VIDEOフレズ 2月号	雑誌 176-0 5-2 株式会社ダイアブ ル
4720	“	GAL情報 2月号	なし 三共図書出版社
4721	“	HARDギヤル 2月号	なし 三共図書出版社
4722	“	ルソルソ写真 2月号	なし 不明
4723	“	ビデオフラッシュ 2月号	雑誌 133-7 19-2 株式会社速達書房
4724	“	ビデオフラッシュ 増設ビデオ 2月増刊号	なし 三共図書出版社
4725	“	ビソクマニア 3月号	なし 三共図書出版社

○4726	"	まんがシャワー 1月増刊号 COMIC Mate	雑誌 0—1	株式会社一水社
○4727	"	COMICアトリーチキ 2月号	雑誌 F138 67—2	光彩書房
○4728	"	COMICアトリーチキ まんがDAISUKI 2月増刊号	雑誌 F138 68—2	光彩書房
○4729	"	チュッパルト 1	雑誌 5032 4—58	スコラ
○4730	"	BOY&LADY 2	雑誌 5032 4—57	スコラ
○4731	"	コミックバルマン 1月増刊号 コミックバニー	雑誌 1374 8—1	株式会社司書房
○4732	"	CIMIC SHAKE 2月号	雑誌 1378 1—2	株式会社東京三社
○4733	"	COMIC Beat 2月号	雑誌 F138 95—2	株式会社東京三社
○4734	"	今様ショッピング 1	雑誌 5381 0—58	ユニマガジン社
4735	ビデオテー チ	身悶えオナジエ	CAR 009	キャロル・クラン

(注) 指定番号欄の○印は、少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のと

おり告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
作野医院	境港市朝日町一一一	平成五年一月一日

鳥取県告示第七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
花木こどもクリ ニック	八頭郡那家町大字宮谷一九三 一	平成五年一月二十日
医療法人社団清 仁会野坂医院	米子市上新印二五六一六	"

医療法人社団清 仁会野坂医院 分院	米子市蚊屋二八一―二	"
かんべ皮膚科ク リニック	鳥取市永楽温泉町四五九	"
医療法人ぬの皮 膚科医院	倉吉市東蔵城町五四	"
やまね内科クリ ニック	鳥取市行徳は三七一	"
医療法人クリ内 科胃腸科クリニ ック	米子市西福原七二三	"
さくら薬局	米子市糺町一丁目九九	"
遠藤医院	境港市上道町九一四―一	"
おのおの小児科内 科医院	米子市東福原六七四―一	"
横浜小児科・内 科医院	鳥取市覚寺五六―一	"
栄町クリニック	鳥取市栄町二一―一二	"
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三― 三	"
船木歯科クリニ ック	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇八 七―九	"
つくだ医院	倉吉市中西江三二七―三	"
ひまわり内科ク リニック	鳥取市雲山二四三―三八	"

鳥取県告示第七十七号

原子弾爆被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
安田医院	鳥取市青葉町一丁目二二七	平成四年七月二十一日
野坂医院	米子市上新印二五六―六	平成五年一月十九日
野坂医院蔵分院	米子市蚊屋二八一―一二	"
ぬの皮膚科医院	倉吉市東蔵城町五四	"
クリ内科胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三	"

鳥取県告示第七十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令

第八号)第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
有限会社杏林堂薬局 鳥取市興南町七八	所在地	鳥取市興南町六	鳥取市興南町七	平成四年七月一日
潮医院 西伯郡西伯町天万 六三八一五	〃	西伯郡西伯町天万 五一五三四一	西伯郡西伯町天万 六三八一五	平成四年十一月二日

鳥取県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第三―一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十五号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）清徳地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十六号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（東新田場二号線）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

佐治村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）木合谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）隼福地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）を平成五年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区暗きよ排水）を平成五年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区農業用排水）を平成五年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十一号

日野町が行う土地改良事業に係る日野（小原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の

とおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

泊村が行う土地改良事業に係る小浜地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十三号

鳥取市が行う土地改良事業に係る津ノ井西（広岡）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

鳥取市が行う土地改良事業に係る吉岡地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

鳥取市が行う土地改良事業に係る有富地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

鳥取市が行う土地改良事業に係る江津地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	所在地	法人の名称及び代表者の氏名
八製第四号	平成四年十二月十五日	八頭郡船岡町大字坂田三〇五一	有限会社下田材木店 代表取締役 下田厚孝

鳥取県告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
国府町
- 二 事業の種類

三 起業地

「麻生地区屋外運動場」建設事業

1 収用の部分 岩美郡国府町大字麻生字ヒゲ田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

国府町役場